



変額年金保険のしくみと最近の傾向について

運用成果に応じて年金額などが変動する個人年金

変額年金保険は契約者が払い込んだ保険料を株式や債券などで運用して、その運用成果によって年金額などが変動する個人年金です。国内外の株式や債券などに投資するファンドで構成されているため、銀行や証券会社などでは「投資型年金」と呼ばれています。

特別勘定のファンドは1種類だけのものもあれば、複数の種類を揃えているものもあります。複数のファンドが揃っているものの場合、タイプの違う2種類のファンドに好きな割合ずつ振り分けたり、運用の途中でスイッチング（移転）ができるものと、振り分けや移転ができないものがあります。

払込保険料を最低保証、いわゆる元本保証のある変額年金の場合、特別勘定が1種類だけ、というものが多いですが、なかには複数の種類から選択できるようになっているものもあります。しかし、複数種類を揃えているものであっても、元本保証タイプでは資金の振り分けやスイッチングができないのが一般的です。

ステップアップ型は2つのポイントでチェックする

現在販売されている変額年金は払い込んだ保険料を最低保証する元本保証タイプが主流です。最低保証の対象になっているのは「年金原資」と「年金受取総額」で、どんなに運用が不調でも払込保険料またはそれ以上の金額を保証しています。年金原資保証なのか年金受取総額保証なのかは商品によって異なります。それぞれの特徴は次の通りです。

年金原資保証・・・年金開始日前日の積立金（年金原資）が元本保証されている。年金開始日に年金で受け取らないで、一時金として一括受け取りした場合でも保証される。

年金受取総額保証・・・年金の合計額が元本割れしないように保証されている。年金を一括受け取りした場合の最低保証はない。

最低保証のある変額年金には、最低保証する金額が見直されるものがあります。「ステップアップ型（ラチェット型）」です。大きく2つのタイプがあります。

(a) 毎年の契約応当日に積立金をチェックするもの。 チェック時の積立金が最低保証額を上回った場合に、最低保証額（ステップアップ金額）が積立金相当額に切り上がります。1度上がった最低保証額は運用が芳しくなくても下がることはありません。

(b) 積立金額が110%、120%、130%などと一定の水準に達したら、最低保証額が切り上がるもの。 こちらも1度上がったら、下がることはありません。

当初は(a)がよく販売されていましたが、最近は(b)が増えています。いずれも定期的な利益確保ができ

るのが魅力です。(a)の場合、ステップアップのタイミングによっては大きく利益確定できるのですが、その分、保険会社の損失補てん分が大きくなる可能性があります。財務内容のしっかりした保険会社かどうか確認することが重要になります。

ステップアップ保証の対象になるのは、「運用期間中の死亡保険金」と「年金」です。ステップアップ型が市場に出始めた当初は運用期間中、つまり年金開始前の死亡保険金を最低保証するだけのものでしたが、最近では、年金原資または年金受取総額も最低保証するものが増えています。

売りのわからない投資ビギナー向きの商品も

投資経験の浅い人にとって、売却するタイミングをつかむのは難しいものです。そんな人に役に立つ変額年金があります。「運用目標設定型」の変額です。

これは、積立金が目標金額、たとえば元本の110～150%などに達したら、自動的に一般勘定へ移して利益を確保するしくみになっているものです。運用期間は10年のものが多いです。このタイプには元本保証が付いているものが多く、売り時を逃す心配がなく、運用環境が悪化しても年金原資または年金受取総額が保証されるため、投資初心者向きといえる商品性となっています。

< 著者プロフィール >

柳澤 美由紀 氏

なごみFP事務所

CFP(R)。1級ファイナンシャル・プランニング技能士。

マネー相談、執筆、セミナー講師等を手がける。

お金にまつわる情報をわかりやすく、タイムリーに伝えることをモットーにしている。

著書は「運用以前のお金の常識」(講談社)など。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局<株>日税ビジネスサービス 総合企画部までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488